

住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

（宛先）

倉吉市長

納税義務者 住 所

フリガナ
氏 名（名称） ㊤

個人番号又は法人番号

（電話番号 — — ）

地方税法附則第 15 条の 9 { (ア) 第 9 項（熱損失防止改修住宅）
(イ) 第 10 項（熱損失防止改修専有部分） } の適用を受けたい
ので、倉吉市税条例附則第 10 条の 3 第 10 項の規定により関係書類を添えて申告します。

家 屋 の 所 在 地	倉吉市		
家 屋 番 号		家 屋 の 種 類	
床 面 積	m ²	住宅の用に供する部分の床面積	m ²
建 築 年 月 日	年 月 日	登 記 年 月 日	年 月 日
改 修 工 事 の 内 容	☐ 窓の断熱改修工事（必須工事） ☐ 床の断熱改修工事 ☐ 天井の断熱改修工事 ☐ 壁の断熱改修工事 ☐ 太陽光発電装置の設置工事 ☐ 高効率空調機の設置工事 ☐ 高効率給湯器の設置工事 ☐ 太陽熱利用システムの設置工事		
改修工事完了年月日	年 月 日		
改修工事に要した費用	円（内補助金等の額 円）		

平成 26 年 4 月 1 日以前に完成した住宅で、熱損失防止（省エネ）改修に要した費用が 60 万円を超えるのもの（補助金等を除く）が対象となります。

改修工事が完了した日から 3 ヶ月以内に、改修に要した費用を証する書類・増改築等工事証明書を添付して申告してください。また、3 ヶ月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 ヶ月以内に提出することができなかった理由を添えてください。